# 新スイス著作権法とその特色

久々湊 伸 一

スイス連邦は、1992年10月9日にスイス著作権法、正式名称「著作権及び 隣接権に関する連邦法」を発布した。これは1922年12月7日の従来の著作権 法を全面的に改正する法律である。この新法にはわが国における仲介業務法に 相当する規定が含まれている。

条文は全部で84条で、わが国の法律(144条:大改正当時の124条とその後の改正で20条増加している)よりややコンパクトということになるが、仲介業務法に相当する部分が第4篇「利用団体」で第40条から第60条すなわち21条に亘っているので、残りは63条に過ぎないわけで、わが国の法律と比較すると非常にコンパクトに構成されている。

わが国は、昭和45年(1970年)に大改正をしたが、その当時ではまず既にフランスが初めて組織的な法律を制定し(1957年)、又西ドイツがわが国の改正前の1965年に大改正を完了した。アメリカの大改正は1976年であるが、その後ベルヌ同盟条約加盟に伴う改正があった。最近の大きな改正は1988年のイギリスの著作権、意匠、特許法による改正である。

スイスの今回の改正の意義はどのように解すべきか。スイスの首都ベルン(ベルヌ)は著作権に関する国際条約の発祥の地でもあり、著作権思想の発達した国であることは言うまでもない。国際政治的な見地からはその影響力が少ないところからわが国ではそれほど注目されていないが、学界には、A. Troller や Kummer, Rehbinder のような著作権法のみならず、法理論から見ても権威ある学者がおり、この国における著作権研究は盛んであるの

で、改正法の法理論的な面での堅固さが見られる。又この改正は、1971年7月12日の第1草案及び1975年の第2草案の作業を含んでいるが、その点からもその法理論に基礎付けられた構成のしっかりしたものになっていることが予想される。

その構成を目次的に概略すると、第1篇から第6篇までとなっており、第1 篇は総則で1条からなり、第2篇が著作権(第2条~第32条)で、第1章著作 物、第2章著作者、第3章著作権の内容、第4章権利移転、強制執行、第5章 著作権の制限、第6章保護期間からなり、第3篇は隣接権(第33条~第39条)、 第4篇は利用団体(第40条~60条)で5章からなり、第5篇は民法上の保護(第 61条~第77条で3章からなる)、第6篇結末規定(第78条~第84条で3章から なる)となっている。

以下においては、著作権に関する規定(第2条~第32条)に限定していくつかの特色ある規定について概観する。

# 1. 著作物の定義と種類

著作物の定義は第2条第1項により、「著作物は、その価値と目的に関係なく、個人的性格を有する文学及び美術の知的創作物である。」と規定する。ドイツの Ulmer 教授は「個性 (Individualität)」が著作物の基本的な要素であるとしているが、まだこれを制定法で明確にしたものは見なかった。このスイス法が「個人的性格 (individuel Charakter)」と明記して、この点の最初の立法と考えられるが、これはかかる学説を公認したものと言える。又この「個性」を「統計学的な一回性 (statistische Einmaligkeit)」と解釈するKummer の学説を考慮していると言える。

ベルヌ条約に倣って著作権法は一般的に著作物の種類を列挙する。しかし各国の法律では例示的列挙であることを明示しており、その点でわが国も、この新しいスイスの規定も同様である(第2条第2項)。

この著作物類型のリストを調べて見ると、建築著作物を美術著作物から独立

させている点はわが国の規定と共通し、ドイツの規定と異なる。建築著作物に著作権法上いくつかの特別的な取扱いをすべきであると考える場合に法規全体の構成を明確にする。これに対し応用美術著作物を又独立の著作物類型としている点は、その類型を全く認めないわが国とも美術著作物の類型に含めているドイツとも異なる。又写真、映画及び視覚又は視聴覚著作物を全体として一つの著作物類型としている点は技術発達の新しい状況に対応していると言えようか。更には又コンピュータ・プログラムに対する取扱いも特別である。ドイツではこれを言語著作物の一種と考え、又わが国ではコンピュータ・プログラムを各種著作物と並列した1つの独立した著作物類型としているのに対して、スイスでは従来の著作物とは異なる類型の存在と考えている。第2条第2項の列挙からは除外し、第3項において、著作物と見なすとしている。この点は、その後の諸規定の特別な取扱いと整合性をもっている。

# 2. 著作者

著作者は自然人に限ると明示的に規定している(第6条)。わが国の法人著作の規定(日本法第15条)は成立し得ないことになる。しかし職務著作をコンピュータ・プログラムについては認めている(第17条)。この例外規定もこれらを著作物に準ずるものとしている法律構成からは整合性を失わないものと考えている。

# 3. 著作権の内容

著作権の内容については、著作者人格権と著作権という明確な区別を回避しているように思われる。というのは著作物の利用として著作権の支分権を定める規定(第10条)を公表権と著作者氏名権を定める著作者資格の確認の規定(第9条)と同一性保持権の規定(第11条)の中間に置いていることからも窺える。ドイツ法と同じく一元論の立場に立っていると見てよかろうか。

利用権についてはいくつかの特殊性が見られるが、まず複製という言葉を使用していない点が注目される。著作製品の製作権ということになる(第10条第2項a)。頒布権(同項b)が著作製品の製作権から分離されている点は、わが国の構成と異なる。しかし所有権との関係及び貸与等について詳細に規定しているので、結果的には大差がないと思われるが、スイス法の方ががっちりした法律構成を持っていると思われる。規定が一般的に短く、したがって内容が明確で、その規定は適用範囲が広いことになるが、法論理的構成が適正かつ堅固でないと法律全体及びそれぞれの規定が実際的でなくなる恐れがあるかも知れない。

同一性保持権を規定する第11条については、パロディーを認めている点が新しい(同条第3項)。わが国の合成写真の事件が、「既存の著作物をパロディーの創作のため又はこれに匹敵する著作物の変更のために利用することができる。」との規定によって解釈すると判決の結論が異なってくるかどうか興味ある問題である。

# 4. 著作権と所有権の関係

第12条から第14条までの3条によって著作権と所有権の調整を規定している。第12条は一般的に問題となっている消尽の問題を規定する。コンピュータ・プログラムについては、使用という態様を認めて消尽の問題に関係させている。建築著作物については同一性保持権(第11条)においては規定せず、これを消尽の問題としている。建築著作物は実施すると、変更することができることになる(第12条第3項)。実施というのは工業所有権における概念であるが、従来の学説で建築著作物に限り著作権法でこれを認めていた。わが国の現行法では特殊な複製とされた。建築著作物の著作者と実施された建築物の所有権との関係として規整している。

わが国では展示権を定めているが著作者の権利として実効性のあるものとなっていない。スイスの新法はこの点でも一歩前進している。入場権(Zu-

trittsrecht)という耳新しい権利を認めている。わが国の規定では所有権に 経済的利用の主導権を与える解釈になってしまうが、スイス法第14条は著作者 の側に立って著作製品に対する展示の意向を実現するための所有権の拘束を具 体的に定めている。わが国の法第25条の展示権の規定は、このような積極的な 内容を含んでいるとの解釈もあり得るが無理があり、具体的に所有権を制限す る規定を置かないと実際的拘束力が生じ難い。接見権及び引渡請求権を明記す る必要がある由縁である。

著作権が著作製品に及んで所有権をある程度制限できるが、所有権が所有物を破棄・破壊することをさまたげられないというのが一般的な考え方である。これに対してスイス法第15条は所有者との調整を図りながら著作製品の消滅による著作物の消失をできるだけ防ぐための配慮がなされている。

# 5. 貸与

わが国ではレコード、レンタル業の発生により貸与権の認識が生じた。従来から貸本業があり、図書館でも貸出されているが、著作権法上問題にならなかった。ビデオ及びコンピュータ・プログラムが更にその対象となった。わが国の著作権法は、書籍、雑誌(楽譜を除く)を貸与権の対象から除外する。

スイスにおいては、著作権の支分権としての独立した貸与権は、コンピューター・プログラムのみに認め、それ以外の著作物については、消尽の問題として処理する。貸与については補償請求権の問題が重要であり、建築著作物及び応用美術著作物については補償義務は生じないことにしている。当然の解釈規定と言えるが、立法過程における熟考の深さを知ることができる。貸与に関する補償請求権の行使について、わが国のように当分の間適用しないという規定よりは、利用団体乃至は仲介業務者が成立すれば権利行使ができると規定する方が前進していると言える(第13条第3項)。

# 6. 建築著作物

建築著作物は、著作物類型としての取扱いはわが国と等しい。そしてその保 護の限界についても概略において同一である。ただし全体の法構造からの無理 のない解釈及び詳細な規定について熟考された新しい法律だけにスイス法が優 れているようだ。まず、建築については実施という概念を認める。これはわが 国の複製の特殊型(第2条第1項第15号ロ)「建築に関する図面に従って建築 物を完成すること」に該当する。利用権としての実施権を認めたわけではなく、 「著作製品を製作すること」の概念に入ることになろう(第10条第2項a)。 又著作物の草案が保護されること(第2条第4項), 建築著作物には貸与につ いての補償請求権はないこと(第13条第2項a),実施された建築著作物は, 人格権の侵害に当たらない限度(第11条第2項)で所有者による変更を認める こと (第12条第3項)、民事刑事の手続における没収から除外される (第63条 第2項、第72条)というような著作権の効力を排除する規定がある。恒常的に 公に接見可能な土地の上にある著作物(その主たるものが建築著作物である が)の模写が可能であるが(第27条第1項),三次元的な方法の模写は禁止さ れ又原品と同じ目的に利用することはできないとし(第27条第2項),同一の 建築物を建設することが禁止されていると同時に、草案を保護するという規定 は(第2条第2項)、実施権と言うべきものを保護するものと解される。

# 7. 応用美術著作物

応用美術を美術著作物とは別の類型の著作物と認めることについて、スイス 法は、わが国の法律及びドイツ法とも別の道を歩んでいる。もちろんこの分野 は工業所有権における意匠の保護を考慮せずには、実質的内容を把握できない ところであるが、それはここでは触れないことにする。応用美術著作物も保護 期間は、原則により、著作者の死後70年間保護される。

応用美術著作物と美術著作物の取扱いについての相違はほとんどない。応用

美術の著作製品は有償で貸与する際の著作物に対する補償請求権から除外される(第13条第2項b)。更には私的領域以外における複製が認められないものとして美術著作物の複製を掲げているが、ここには応用美術著作物は含まれないことになる(第19条第3項b)。その前に規定する「取引されている著作製品の完全か又は著しく完全な複製」の中で判断されることになろう。貸与などが問題となるときには、応用美術著作物と美術著作物の区別が問題となる。

## 8. コンピュータ・プログラム

コンピュータ・プログラムは、従来の著作物とは異なるものとして認識されている。第2条第2項は、わが国の第10条第1項に相当する著作物を例示する規定であるが、この列挙中にわが国ではコンピュータ・プログラムを含めているが、スイスの新法は、ここには列挙せず、第3項に「コンピュータ・プログラムも又著作物と見做す」としている。コンピュータ・プログラムは厳密な意味で著作物と言えないかも知れないが、著作権法上著作物と一般的に同一の取扱いをするというものである。

しかし以下の通りコンピュータ・プログラムについては例外規定を置いている。

- a. 保護期間について、コンピュータ・プログラムに対しては著作者の死後50年の期間を定め、それ以外の著作物に対する著作者の死後70年の期間と明確に差別している(第29条第2項)。
- b. 貸与については、一般的には利用権乃至は著作権の支分権として独立させず、著作製品の所有権と著作権の関係の問題として把え、賃貸に対して補償義務を課するに止まる(第13条)。これに対し、コンピュータ・プログラムについては、この第13条の適用を排除して、利用権の一種としての賃貸権を認める(第10条第3項)。
- c. 消尽の原則あるいは頒布に関する規定において, 一般の著作物では再譲 渡その他の頒布が問題であるのに対し, コンピュータ・プログラムにおい

ては、再譲渡の外に使用という態様が含まれる。

- d. 大陸法系の欧州諸国は、著作物一般について職務というものを認めないが、コンピュータ・プログラムをその例外として雇用主にコンピュータ・プログラムの排他的利用権の行使を認めている(第17条)。
- e. コンピュータ・プログラムを著作物一般の私的使用の問題から除外している(第19条第4項)
- f. コンピュータ・プログラムにおける著作権の制限の規定を,第21条でコンピュータ・プログラムの解読という見出しで規定している。コンピュータ・プログラム使用者の開発,リバース・エンジニアリングに関する解釈規定として重要性を有すると考える。
- g. 文書保存所 Archiv による保存のための複製自由の規定(第24条第1項;わが国法第31条第2号に相当)と共に、コンピュータ・プログラムにおいてはその使用権限を有する者に保存用の複製自由を認める(同条第2項)。

# 9. 保護期間

スイスは、新法により保護期間をドイツ語国であるドイツ及びオーストリアに倣ってこれを延長し、著作者の死後70年と定めた。(第29条第2項b)これに対しコンピュータ・プログラムについては特別規定を適用し、著作者の死後50年と従来の期間を保持している(同項a)。それ以外の特別の期間を認めず、わが国におけるような写真及び映画の公表起算による特別規定を設けない。映画についてはどうなるか。共同著作物について特別規定が設けられ(第30条)、映画を含む視聴覚著作物については、共同著作物に該当する場合は、その例外として映画監督のみを保護期間の計算について考慮すると規定する(同条第3項)。

隣接権については、製作又は放送の発信より50年としている(第39条第1項)。

# 10. 著作権の制限

著作権の制限の規定は、第19条から第28条までの10条である。わが国の規定は第30条から第50条の22条と比較して、コンパクトになっている。第19条は私的使用、第20条はこの私的使用の補償の規定に関し、第21条はコンピュータ・プログラムの解読という特殊な自由利用の規定を設けている。第22条は放送受信の困難を克服するためその他のCATV等に対する措置と考える。第23条は商業用レコードの強制許諾の規定である。第24条は、記録保存のための複製(わが国の図書館に関する第31条第2号の規定に相応する)とコンピュータ・プログラムを作ることができることを規定する(わが国の第47条の2の規定に相当する)。第25条が引用、第26条が美術館用のカタログ、第27条が公開の美術著作物等、第28条が時事に関する報道についての自由利用を定める。

# 11. その他の規定

第3篇は隣接権,第4篇に20条を費やして利用団体を規定していることは注目に価する。第5篇では権利保護として民事手続の規定と刑罰規定を設けるが,第75条から第77条(3条)で税関による特別手続を規定していることが注目される。

以下にこの新しい著作権法のモデルとして適当と思われるスイス著作権法全 文の訳文を掲げる。 [資料]

# 1992年10月9日のスイス著作権及び隣接権に関する連邦法

スイス連邦議会は、連邦憲法第31条の2第2項、第64条及び第64条の2に従い、1989年6月19日の連邦政府の通報を検閲した後以下の内容を決議した。

# 第1篇 対象

### 第1条

- (1) この法律は以下の事項を規定する。
  - a. 文学及び美術の著作物の著作者の保護
  - b. 実演家, 録音物及び録音録画物製作者及び放送事業者の保護
  - c. 利用団体に対する連邦の監督
- (2) 国際条約はなおこれを留保する。

# 第2篇 著作権

### 第1章 著作物

# 第2条 著作物概念

- (1) 著作物とは、その価値又は目的に関係なく、個人的性格を有する文学 及び美術の知的創作物をいう。
- (2) これに属するものは特に以下のものである。
  - a. 文学的,学術的その他の言語著作物
  - b. 音楽著作物その他の聴覚的著作物
  - c. 造形美術の著作物, 特に絵画, 彫刻, 及びグラフィック(筆写芸術)
  - d. 図面, 平面図, 地図又は立体的表現(描出)のような学術的又は技術的内容を有する著作物
  - e. 建築著作物

- f. 応用美術の著作物
- g. 写真的、映画的その他視覚的又は視聴覚的著作物
- h. 舞踊著作物及び無言劇
- (3) コンピュータ・プログラムも著作物とみなす。
- (4) 著作物の草案, 題名及び部分も, 個人的性格を有する知的創作物である限り, 同様に保護される。

### 第3条 二次的著作物

- (1) 既存の著作物を利用し、利用された著作物の個人的性格が依然認められる状態で創作される個人的性格を有する知的創作物は、二次的著作物という。
- (2) かかる著作物は特に翻訳乃至は視聴覚的その他の翻案である。
- (3) 二次的著作物は独立して保護される。利用される著作物の保護はなおこれを留保する。

#### 第4条 編集著作物

- (1) 編集物は選択又は配列に関して個人的性格を有する知的著作物である 限り独立して保護される。
- (2) 編集著作物に収められた著作物の保護はなおこれを留保する。

## 第5条 保護される著作物

- (1) 著作権により保護されないものは以下の通りである。
  - a. 法律, 命令, 条約その他公の告示
  - b. 支払手段
  - c. 判決,議定書及び公表された特許出願書類
- (2) 第1項による著作物の官庁の又は法律上要求される編集物及び翻訳も又保護されない。

#### 第2章 著作者

#### 第6条 概念

著作者とは著作物を創作する自然人である。

#### 第7条 共同著作者

- (1) 複数の者が著作者として著作物の創作に協力したときは、著作権は、これらの者の共有に属する。
- (2) これらの者が別段の取決めをしないときは、著作物は全員の同意がある場合に限り利用することができる。同意は信義則に反して拒んではならない。
- (3) 各共同著作者は権利侵害を独立に追訴することができる、ただし全員 に対する給付に限り請求することができる。
- (4) 各寄与を分離することができかつ別段の取決めをしていない限り、各 共同著作者はそれによって共有の著作物の利用が害されない限り、自己 の寄与を独自に利用することができる。

### 第8条 著作者資格の推定

- (1) 別段の証明がない限り、著作製品に又は著作物の公表に際して自己の 氏名、自己の変名又はある標章をもってそのように表示された者を著作 者と認める。
- (2) 著作者資格が表示されず又は変名又はある標章において周知でない限り、著作物を出版する者が著作権を行使することができる。この者が表示されていないときは、著作権は著作物を公表した者が行使することができる。

### 第3章 著作権の内容

## 第1節 著作者と著作物の関係

### 第9条 著作者資格の確認

- (1) 著作者は自己の著作物に対する排他的権利と著作者資格の確認に関する権利を有する。
- (2) 著作者は自己の著作物を初めて公表するかどうか、どのように及びいかなる著作者表示で公表するかを決定する排他的な権利を有する。
- (3) 著作物は著作者がそれを第19条第1項aの意味における私的領域以外で自ら初めて複数人に接見可能にし又はこれに同意したときに公表される。

### 第10条 著作物の利用

- (1) 著作者は著作物を利用するかどうか、何時又いかに利用するかを決定する排他的な権利を有する。
- (2) 著作者は特に次の内容の権利を有する。
  - a. 印刷物, 録音物, 録音録画物又はデータ支持物のような著作製品を 製作すること
  - b. 著作製品を提供し、譲渡し、何らかの方法で頒布すること
  - c. 著作物を直接又は何らかの手段で口演し、上演(演奏)し、上映し 又はこれを何処か他の場所で感得可能にすること
  - d. 著作物を、ラジオ、テレビ又は類似の設備により、有線の場合を含めて放送すること
  - e. 放送される著作物を発信放送事業者の所有にない技術的設備の助けで、特に有線の場合を含めて再放送すること
  - f. 放送及び再放送を感得させること
- (3) コンピュータ・プログラムの著作者は、その上これを貸与する排他権を有する。

## 第11条 著作物の同一性

- (1) 著作者は以下のことを決定する排他権を有する。
  - a. 著作物を変更するかどうか、その時期及び方法
  - b. 著作物を二次的著作物の創作のために利用し又は編集著作物に集録 することができるかどうか、その時期及び方法
- (2) 第三者が契約上又は法律上著作物を変更し又は二次的著作物の創作の ために利用する権限を有する場合に、著作者はその人格を侵害するあら ゆる著作物の毀損に反対することができる。
- (3) 既存の著作物をパロディーの創作のため又はこれに匹敵する著作物の変更のために利用することは認められる。

第2節 著作物資格と著作製品に対する所有権との関係 第12条 消尽の原則

- (1) 著作者が著作製品を譲渡し又は譲渡に同意したときは、これを再譲渡し又はその他の方法で頒布することができる。
- (2) 著作権がコンピュータ・プログラムを譲渡し又は譲渡の同意をしたときは、これを使用し又は再譲渡することができる。
- (3) 実施された建築著作物は所有者がこれを変更することができる。第11 条第2項はなおこれを留保する。

#### 第13条 著作製品の貸与

- (1) 文学及び美術の著作製品を貸与し又はその他の方法で補償を得て処分する者は、著作権にこのための補償をする義務を負う。
- (2) 補償義務は次のものには生じない。
  - a. 建築著作物
  - b. 応用美術の著作製品
  - c. 契約上取決められた著作権の使用のため貸与し又は貸出される著作 製品
- (3) 補償請求権は認可された利用団体(第40条以下)に限り行使することができる。
- (4) 本条はコンピュータ・プログラムには適用しない。第10条第3項の排 他権はなおこれを留保する。

# 第14条 著作物の入場権及び展示権

- (1) 著作製品の所有権を有し又は占有する者は、著作権の行使に必要な程度でかつ正当な自己の利益に反しない限りで著作者にこれを接見可能にしなければならない。
- (2) 著作者は重大な利益を証明するときは、著作製品を国内における展示のために引き渡すよう請求することができる。
- (3) 引渡しは著作製品の無傷の返還のための保証の給付にかからしめることができる。著作製品は無傷で返還され得ないときは、著作者は故意過失のない場合にも責任を負う。

# 第15条 破壊からの保護

- (1) それ以外に何らの著作製品が存しない原作品の所有者が著作者の著作物保存に対する正当な利益を認めなければならないときは、著作者に前以って返還を申出ることなくこれを破壊することはできない。そのためにもはや物的価値以上のものを請求することはできない。
- (2) これらの者は、返還が不可能であるときは、著作者に原作品の模写を相当の方法で可能にしなけれならない。
- (3) 建築著作物においては、著作者は著作物を写真撮影し自己の費用で設計図のコピーを取得する権利のみを有する。

### 第4章 権利行使,強制執行

# 第16条 権利譲渡

- (1) 著作権は譲渡し相続することができる。
- (2) 著作権に含まれる権利の譲渡は、取決められているときに限り他の部分権の譲渡を含む。
- (3) 著作製品の所有権の譲渡は、原作品の場合に著作権法上の利用権限を 含まない。

# 第17条 プログラムに対する権利

労働関係において職務活動の行使の際にあるいは契約上の義務の履行においてコンピュータ・プログラムを創作したときは、雇用主はもっぱら排他的利用権の行使につき権限を有する。

# 第18条 強制執行

第10条第2項及び第3項及び第11条に掲げる権利は強制執行に服する。ただし著作者がこれらの権利を行使しかつ著作物が著作者の同意を得てすでに公表されている場合に限る。

# 第5章 著作権法の制限

# 第19条 自己の使用のための利用

- (1) 公表された著作物は自己の使用のために利用することができる。自己 の使用とは次のものを言う。
  - a. 個人的領域及び親類又は友人のような自己と密接に関係する人的範

囲におけるあらゆる著作物利用

- b. 教師が学級において教育のためにするあらゆる著作物の利用
- c. 企業, 官庁, 研究所, 委員会及び類似の機関における内部情報又は 資料のための著作製品の複製
- (2) 自己の使用のために権限を有する者は、そのために必要な著作製品を第三者を通じて製作させることができる。その利用者に複写装置を使用させる図書館も本項の意味における第三者とみなす。
- (3) 私的範囲外では次の行為は認められない。
  - a. 入手した著作製品の取引における完全又は著しく完全な複製
  - b. 造形美術著作物の複製
  - c. 音楽著作物のグラフィックな収録物の複製
  - d. 著作物の録音物,録音録画物又はデータ収録物による口演,上演又は上映の収録
- (4) 本条はコンピュータ・プログラムには適用しない。

# 第20条 自己の使用のための補償

- (1) 第19条第1項aによる私的範囲における著作物の利用に対しては、第3項を留保して補償の必要がない。
- (2) 第19条第1項b又はcにより自己の使用のためあるいは第19条第2項 により第三者として著作物を何らかの方法で複製する者は著作者に対し てこのための補償をする義務を負う。
- (3) 補償請求権は認可された利用団体に限りこれを主張することができる。

# 第21条 コンピュータ・プログラムの解読

- (1) コンピュータ・プログラムを使用する権利を有する者は、独立して開発されたプログラムにインターフェースに関する必要な情報をプログラムコードの解読により入手し又は第三者をして入手せしめることができる。
- (2) プログラムコードの解読によって得られるインターフェース情報は、

相互操作可能なコンピュータ・プログラムの開発,保守乃至は使用のために利用することができる。ただしこれによってプログラムの通常の使用も権利者の正当利益も期待できる程侵害しない場合に限る。

### 第22条 放送される著作物の頒布

- (1) 放送される著作物を同時にかつ変更せずに感得可能にし又は放送番組 の転送の範囲内において再放送する権利は、認可された利用団体を介してのみ行使することができる。
- (2) 多数家族住宅又は非公開の高層建築の施設のようにもともとわずかな 受信者数に制限される技術的設備による著作物の再放送は、認められる。
- (3) 本条は会員制テレビの番組及びスイスの何処においても受信できない 番組の転送に適用しない。

### 第23条 録音物製作者のための強制許諾

- (1) 歌詞付又は歌詞なしの音楽の著作物を国内又は外国において録音物に 録音し、この形式で著作者の同意を得て提供し、譲渡しその他の方法で 頒布する場合には、国内に営業所を有するすべての録音物製作者は、著 作権者に対し補償に代えて同一の許可をスイスに対しても請求すること ができる。
- (2) コンピュータ・プログラムを使用する権利を有する者は、これら保存用コピーを製作することができる。この権限は契約によって排除することはできない。

### 第25条 引用

- (1) 公表された著作物は、その引用が説明、指示又は実例的な説明に役立ち、かつ引用の範囲がこの目的によって正当である場合には、これを引用することができる。
- (2) 引用それ自体及び出所を表示しなければならない。出所に著作者資格が指示されている場合は、これも同様に記載しなければならない。

# 第26条 博物館,博覧会及び競売用カタログ

公に接見可能なコレクションに見られる著作物は、コレクションの管理者 によって作成されるカタログにおいて模写することができる。同じ規定は博 覧会及び競売用カタログの発行に適用する。

### 第27条 公に接見可能な土地にある著作物

- (1) 恒常的に公に接見可能な土地の上にある著作物は模写することができる。模写は提供し、譲渡し、放送し又はその他の方法で頒布することができる。
- (2) 模写は三次元的であってはならず、又原品と同じ目的に利用することはできない。

#### 第28条

- (1) 時事に関する報道のために必要である限り、その際感得される著作物 は記録し、複製し、上映し、放送し、頒布しその他の方法で感得可能に することができる。
- (2) 時事問題に関する情報の目的で、新聞の論説乃至はラジオ及びテレビ の報道からの短い断片は、これを複製し、頒布し及び放送し又は再放送 することができる。その断片とその出所を指示しなければならない。出 所に著作者資格が指示されているときは、これも又掲示するものとする。

### 第6章 保護期間

#### 第29条 総則

- (1) 著作物はそれが創作されるや否や、ある支持物に固定されるか否かに 関係なく、著作権法上保護される。
- (2) 保護は以下の時点で消滅する。
  - a. コンピュータ・プログラムについては著作者の死後50年。
  - b. その他すべての著作物については著作者の死後70年。
- (3) 著作者が70年以上にわたり死亡していることが認められるときは、もはや保護は生じない。

#### 第30条 共同著作者

- (1) 多数の者がある著作物の創作に共同したときは(第7条)、保護は最後に死亡した者の死後70年で消滅する。
- (2) 個々の寄与を分離できるときは、独立に利用可能な寄与の保護は各著作者の死後70年で消滅する。
- (3) 映画その他視聴覚著作物に際しては、保護期間の計算については監督 のみを考慮する。

### 第31条 著作者の知れない場合

- (1) 著作物の著作者が知れないときは、その保護は公表後70年か、又は著作物が分冊で公表されているときは、最後の分冊より70年で消滅する。
- (2) この保護期間の経過前に著作物を創作した者が公に知れたときは、保護はその者の死後70年で消滅する。

### 第32条 計算

保護期間は計算にとって基準となるできごとが生じた年の12月31日より計算する。

# 第3篇 隣接権

# 第33条 実演家の権利

- (1) 実演家は著作物を演じ又は著作物の実演に美術的に共同する自然人である。
- (2) 実演家はその実演を次のようにする排他的な権利を有する。
  - a. それが提示される場所以外で感得可能にすること
  - b. ラジオ,テレビ又は類似の方法で、有線の場合を含めて、放送し、 乃至は放送される実演をその所有者が発信放送事業者でない技術的設 備の助けで再放送すること
  - c. 録音物, 録音録画物又はデータ収録物に収録し, かかる収録物を複製すること
  - d. 複製品を提供し、譲渡し又はその他の方法で頒布すること

- e. 放送され又は再放送されるときに感得可能にすること 第34条 多数の実演家
  - (1) 多数の者が実演に美術的に共同したときは、隣接権はその者の共有に属する。
  - (2) 合唱、オーケストラ又は演劇的上演(演奏)において、第33条の実演の利用については以下の者の同意を必要とする。
    - a. 独奏者
    - b. 指揮者
    - c. 監督
    - d. 共同する芸術的集団の代表又はかかる者が存在しない時は,集団の 指導者。
  - (3) 集団が代表を指名せず、その指導者が知れない限り、隣接権は委任なき業務執行の意味において実演を主催し、彼により複製品を製作し又はこれを放送する者がこれを行使することができる。

# 第35条 録音物及び録音録画物の利用に対する補償請求権

- (1) 取引において入手される録音物又は録音録画物が放送,再放送,公の受信(第33条第2項e)又は上演(演奏)の目的で利用されるときは, 実演家は補償請求権を有する。
- (2) 利用される支持物の製作者は、実演家の補償に対し相当な分配を受けるものとする。
- (3) 補償請求権は許可された利用団体によってのみ行使することができる。
- (4) その住所をスイスに持たない外国の実演家はその者の属する国がスイス国民に相当の権利を保証する場合に限り補償請求権を有する。

# 第36条 録音物および録音録画物の製作者の権利

録音物及び録音録画物の製作者は収録物を複製し、複製品を提供し、譲渡 し又はその他の方法で頒布する排他的な権利を有する。

# 第37条 放送事業者の権利

放送事業者は以下の排他的権利を有する。

- a. その放送を再放送すること
- b. その放送を感得可能にすること
- c. その放送を録音物、録音録画物又はデータ収録物に収録し、かかる 収録物を複製すること
- d. その放送の複製品を提供し、譲渡し又はその他の方法で頒布すること

## 第38条 権利移転,強制執行及び権利の制限

第12条第1項及び第13条の規定乃至はこの法律の第2篇第4章及び第5章 の規定は、その意義に従って実演家、録音物又は録音録画物の製作者及び放 送事業者に属する権利に適用する。

#### 第39条 保護期間

- (1) 保護は実演家による著作物の実演,録音物又は録音録画物の製作乃至は放送の発信をもって始まる。50年後に消滅する。
- (2) 保護期間は計算にとって基準となるできごとの生じた年の12月31日より起算する。

# 第4篇 利用団体

# 第1章 連邦の監督に服する利用領域

#### 第40条

- (1) 連邦の監督を受けるのは以下の通りである。
  - a. 非演劇的音楽著作物の演奏及び放送及びかかる著作物の録音物又は 録音録画物の製作に関する排他権の利用
  - b. この法律に定める第13条,第20条及び第35条の補償請求権の行使
- (2) 連邦政府は、公の利益が必要とする場合には、それ以上の利用領域を連邦の監督に服せしめることができる。
- (3) 排他権の著作者又はその相続人による個人的な利用は、連邦の監督に

服さない。

## 第2章 認可

## 第41条 原則

連邦の監督に服する権利を利用する者は、知的財産権庁の認可を必要とする。

### 第42条 前提条件

- (1) 以下に示す利用団体のみが認可を受ける。
  - a. スイス法によって設立され、営業所をスイスに有しかつその業務を スイスから執行する
  - b. 著作権又は隣接権の利用を主目的とする
  - c. すべての権利者に開放されている
  - d. 著作者及び実演家に相当の共同決定権を付与する
  - e. 法律の規定の遵守について、特にその定款に基づいてこれを保証する
  - f. 有効かつ経済的利用を期待させる
- (2) 一般に著作物類型ごとにかつ隣接権についてもっぱらある団体ごとに 認可が付与される。

# 第43条 期間,公表

- (1) 認可は5年間にわたり付与される。その都度更に5年間の更新が可能である。
- (2) 認可の付与,更新,変更,取消及び不更新はこれを公示する。

# 第3章 利用団体の義務

# 第44条 利用義務

利用団体は権利者に対し、その活動領域に属する権利を管理する義務を負う。

# 第45条 業務執行の諸原則

(1) 利用団体はその業務を秩序ありかつ経済的な管理の原則に従って執行しなければならない。

- (2) 利用は一定の規則にしたがいかつ平等の取扱いの原則にしたがって処理しなければならない。
- (3) 利用団体は自己の利益を追求することができない。
- (4) 可能な限り外国の利用団体と相互契約を締結する。

#### 第46条 使用料規程の義務

- (1) 利用団体は必要とする補償金について使用料規程を作成する。
- (2) 個々の使用料規程の作成について権威ある利用者団体と協議する。
- (3) 使用料規程の許可を受けるためこれを仲裁委員会(第55条)に提出し、許可を得た使用料規程を公表する。

### 第47条 一般使用料規程

- (1) 多数の利用団体が同一の使用領域において活動する場合には、著作物 又は実演の同一の利用のため統一する原則に従った一般使用料規程を作 成し、それに基づいて共通の支払所を表示する。
- (2) 連邦政府はその共同作業に関する別段の規程を公布することができる。

# 第48条 分配の基礎

- (1) 利用団体は分配規程を作成し、その許可を受けるためこれを監督官庁 (第52条第1項) に提出する義務を負う。
- (2) 利用団体は、その最高機関の同意を得て利用収益の一部を社会保障及び相当の文化振興の目的に利用することができる。

# 第49条 利用収益の分配

- (1) 利用団体は利用収益を個々の著作物及び実演の所得に従って分配しなければならない。権利者確認のため期待可能なあらゆる努力を行うものとする。
- (2) この分配が期待できない経費と関係するときは、利用団体は所得の範囲を査定することができる。査定は精査可能な客観的な観点に基づかなければならない。
- (3) 収益は原権利者と他の権利者の間で、著作者と実演家に一般的に相当

の持分が残るように分配されるものとする。他の分配は経費が期待できない場合に認められる。

(4) 分配規程は原権利者と第三者との契約上の示談をさまたげない。

#### 第50条 報告義務と評価義務

利用団体は監督官庁に対してあらゆる報告を行い監督の遂行に必要なあらゆる資料を提供し、乃至は毎年業務報告においてその活動の評価を示さなければならない。

### 第4章 利用団体に対する報告義務

#### 第51条

- (1) 期待される限り、著作物利用者は利用団体に使用料規程の形成と使用 乃至は収益の分配に必要なあらゆる報告を行わなければならない。
- (2) 利用団体は営業秘密を保証する義務を負う。

#### 第5章 利用団体の監督

#### 第1節 業務執行の監督

#### 第52条 監督官庁

- (1) 連邦知的財産権庁(監督官庁)は利用団体を監督する。
- (2) 監督官庁はその活動について手数料を徴収する。連邦政府は手数料規程を公布する。

#### 第53条 監督の範囲

- (1) 監督官庁は利用団体の業務執行を監視し及び義務を履行するよう配慮する。業務報告書を調査し許可する。
- (2) 報告義務(第50条)について指示を告示する。
- (3) その権限の行使に際して連邦行政についてであれ所属の受託者を召喚することはできない。受託者は秘密保持義務に服する。

### 第54条 義務違反における処分

(1) 利用団体がその義務を履行しないときは、監督官庁は適切な状態を作り出すため相当の期間を指定する。期間が遵守されないときは必要な処分を行う。

- (2) 処分に対して不従順である場合は、監督官庁は相当の威嚇の後許可を制限し又は取消すことができる。
- (3) 監督官庁は確定力ある処分を利用団体の費用で公表することができる。

### 第2節 使用料規程に対する監督

#### 第55条 著作権及び隣接権の利用に関する連邦仲裁委員会

- (1) 著作権及び隣接権の利用に関する連邦仲裁委員会(仲裁委員会)は、利用団体の使用料規程の許可につき管轄権を有する(第46条)。
- (2) 連邦政府はその委員を選任する。連邦行政手続法の枠内において仲裁 委員会の構成と手続を規定する。
- (3) 仲裁委員会事務局の人員はその活動について仲裁委員会の委員長の監督を受ける。

### 第56条 仲裁委員会の構成

- (1) 仲裁委員会は委員長, 2名の陪席委員, 2名の補欠乃至は追加委員からなる。
- (2) 追加委員は利用団体及び著作物及び実演の関係利用団体により提案される。

### 第57条 裁定のための人員構成

- (1) 仲裁委員会は5名の委員、すなわち委員長、2名の陪席委員及び2名 の追加委員をもって裁定を行う。
- (2) 委員長は各業務に関し専門知識を有すべき2名の追加委員を指名する。その際その都度利用団体の提案により選任された1名及び使用者団体の提案により選任された1名の委員を考慮するものとする。
- (3) 専門知識を有する委員の1人が利用団体に属するか又は使用者団体に属するかはそれ自体何ら忌避の理由とはならない。

#### 第58条 行政監督

- (1) 連邦司法警察省は、仲裁委員会の行政監督官庁である。
- (2) 仲裁委員会は該省に対し業務執行に関する年次報告書を提出する。

#### 第59条 使用料規程の許可

- (1) 委員会は提出された使用料規程がその構成及び個々の規定について相当であるときはこれを許可する。
- (2) 手続の当事者である利用団体及び使用者団体(第46条第2項)を審訊した後改訂を行うことができる。
- (3) 許可が確定した使用料規定は裁判所を拘束する。

#### 第60条 相当性の原則

- (1) 補償金の確認において以下の点を考慮するものとする。
  - a. 著作物,実演,録音物又は録音録画物あるいは放送の使用によって 得られた収益又は補助的にその使用と関係する経費
  - b. 使用される著作物,実演,録音物又は録音録画物あるいは放送の種類と数量
  - c. 保護される著作物,実演,録音物又は録音録画物あるいは放送と保護されないこれらのものとの割合
- (2) 補償金は一般的に著作権については最高使用収益又は使用経費の10%, そして隣接権については最高それらのものの3%とする。しかしこれらの当事者が経済行政において相当の補償を有するように確立するものとする。
- (3) 第19条第1項bによる著作物の利用は使用料規程において優遇するものとする。

# 第5篇 権利保護

#### 第1章 民法上の保護

#### 第61条 確認の訴

法的利益を証明する者は、権利又は権利関係がこの法律に従って存在する か欠けているかについて裁判によって確認することができる。

#### 第62条 給付の訴

- (1) 著作権又は隣接権を侵害され又は毀害を受ける者は裁判所に対し以下 の処置を請求することができる。
  - a. 差し迫った侵害を禁止すること
  - b. 存在する侵害を排除すること
  - c. 被告に対してその占有にあり違法に製作され又は取引に置かれた対象の出所を示す義務を負うこと

### 第63条 民事手続における没収

- (1) 裁判所は被告の占有にある違法に製作され又は利用された対象の没収 乃至は廃案又は不使用化を命ずることができる。
- (2) 実施された建築著作物はこれから除外される。

#### 第64条 裁判籍

- (1) 著作権又は隣接権に関する訴の判断については、被告の住所地、又は 行政開始地あるいは結果発生地の裁判所が管轄権を有する。
- (2) 多数の被告が提訴されることができ請求権が主として同一の事実及び 法的根拠に基づく場合には、各管轄裁判所においてすべての者に対して 訴を提起することができる。
- (3) 州はそのすべての地域について民事訴訟の唯一の州の審級として管轄権を有する裁判所を指定する。

### 第65条 仮処分

- (1) 著作権又は隣接権を侵害され、又はかかる侵害の恐れがあり、かつ侵害によって容易に回復されない不利益を蒙る恐れがあることを疏明したときは、仮処分命令を申請することができる。
- (2) 特に裁判所が証拠保全,違法に製作され又は置かれた対象の出所の申告,現状の維持,又は差止及び排除請求権の仮執行のための処分を命ずるよう申請することができる。
- (3) 仮処分命令については次の裁判所が管轄権を有する。

- a. 訴が繋属している地の裁判所
- b. まだ訴が繋属していない場合には、第64条に基づいて管轄権を有す る裁判所
- (4) その他の事項についてはスイス民法典第28条 c 乃至第28条 f をその意義に従って適用する。

#### 第66条 判決の公示

裁判所は勝訴当事者の申立により判決を相手方の費用により公示すること を命ずることができる。公示の方法と範囲を定める。

### 第2章 刑罰規定

### 第67条 著作権侵害

- (1) 権利を侵害された者の告訴により、故意かつ違法に次の行為をする者は1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。
  - a. 著作物を虚偽の又は著作者が決定したものとは異なる表示のもとに 利用すること
  - b. 著作物を公表すること
  - c. 著作物を変更すること
  - d. 著作物を二次的著作物の創作のため利用すること
  - e. 何らかの方法で著作製品を製作すること
  - f. 著作製品を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布すること
  - g. 著作物を直接又は何らかの手段の助けにより口演し、上演(演奏) し、上映し又はその他の方法で感得可能にすること
  - h. 著作物をラジオ,テレビ又は類似の手続により,有線の場合を含めて,放送し,又は放送される著作物をその所有者が発信放送事業者ではない技術的設備によって再放送すること
  - i. 放送され又は再放送される著作物を感得可能にすること
  - k. 所轄官庁にその占有にあり違法に製作され又は取引に置かれた著作 製品の出所を申告することを拒否すること
  - 1. コンピュータ・プログラムを貸与すること

(2) 第1項の行為を業として犯した者は職権により訴追される。刑罰は自由刑と10万フラン以下の罰金刑である。

### 第68条 出所表示の不作為

故意に法律に規定された場合(第25条及び第28条)に利用される出所及び それが表示されている場合の著作者を掲示することを怠った者は権利を侵害 された者の告訴により罰金刑に処せられる。

#### 第69条 隣接権の侵害

- (1) 権利を侵害された者の告訴により、故意かつ違法に次の行為をする者は1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。
  - a. 著作物の実演をラジオ、テレビ又は類似の手続により、有線の場合を含めて、放送すること
  - b. 著作物の実演を録音物,録音録画物及びデータ収録物に収録すること
  - c. 著作物の実演の複製品を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布 すること
  - d. 放送される著作物の実演をその所有者が発信放送事業者でない技術 設備によって再放送すること
  - e. 放送され又は再放送される著作物の実演を感得可能にすること
  - f. 録音物又は録音録画物を複製し、複製品を提供し、譲渡し又はその 他の方法で頒布すること
  - g. 放送を再放送すること
  - h. 放送を録音物、録音録画物又はデータ収録物に収録すること
  - i. 録音物,録音録画物又はデータ収録物に固定された放送を複製し又はかかる複製品を頒布すること
  - k. 所轄官庁にその占有にあり違法に製作され又は取引に置かれた第33条, 第36条又は第37条によって保護される給付の支持物の出所を申告することを拒否すること
- (2) 第1項の行為を業として犯した者は職権により訴追される。刑罰は自由刑と10万フラン以下の罰金刑に処せられる。

#### 第70条 不正な権利行使

必要な許可(第41条)なしにその利用が連邦の監督に服する(第40条)著 作権又は隣接権を行使する者は自由刑又は罰金刑に処せられる。

### 第71条 業務における違法行為

業務における,受託者その他同様のものによる違法行為については,連邦 行政法第6条及び第7条を適用する。

### 第72条 刑事手続における没収

実施された建築著作物はスイス刑法典第58条により没収できない。

#### 第73条 刑事訴追

- (1) 刑事訴追は州の所管である。
- (2) 第70条の違法行為は連邦知的財産権庁による連邦行政刑法に基づく訴追により判決される。

#### 第3章 苦情委員会及び行政裁判所の抗告

#### 第74条

- (1) 監督官庁の処分は知的財産権苦情委員会における抗告により取消すことができる。
- (2) 知的財産権苦情委員会の抗告裁定及び仲裁委員会の裁定に対しては連邦裁判所において行政裁判所の抗告が審理されうる。
- (3) 連邦行政裁判所に関する規定を適用する。

#### 第4章 税関の救助行為

#### 第75条 嫌疑のある送付物の通告

税関は、その国内における頒布が著作権又は隣接権に違反する商品の輸入が差迫っているとの嫌疑があるときは、著作権又は隣接権の権利者乃至は認可された利用団体に特定の送付物を注意させることの権限を与えられる。

#### 第76条 救助行為の申立

(1) 著作権又は隣接権の権利者が国内における頒布が著作権又は隣接権に 違反する商品の輸入が差迫っていることについて具体的な手掛かりを 持っている時は、税関に対して書面で商品の解除を拒否するように申立

てることができる。

- (2) 申立人は、申立について決定することができるために、税関が必要とする把握可能で目的に奉仕する申告をしなければならない。特に商品の詳細な明細を渡す。
- (3) 税関は管理費をまかなう手数料を徴収することができる。

#### 第77条 税関による商品の留置

- (1) 税関が第76条の申立に基づいて商品の輸入が著作権又は隣接権に違反するとの嫌疑を理由あるものとしたときは、これを申立人に通知する。
- (2) 税関は当該商品を第1項の通知の時から最高5作業日内に保管し、これにより申立人は仮の処分を得ることができる。
- (3) 仮の処分が命ぜられないか又は理由がないものとされたときは申立人 は商品の留置によって生ずる損害を賠償しなければならない。

# 第6篇 結末規定

第1章 旧法の実施と廃止

第78条 施行規則

連邦政府は施行規則を公布する。

第79条 連邦法の廃止

以下の法律を廃止する。

- a. 文学及び美術の著作物の著作権に関する1922年12月7日の連邦法
- b. 著作権の利用に関する1940年9月25日の連邦法

#### 第2章 経過規定

#### 第80条 既存の保護対象

- (1) この法律はその施行前に創作された著作物、実演、録音物及び録音録 画物乃至は放送にも適用される。
- (2) この法律にしたがって違法である著作物,実演,録音物及び録音録画物乃至は放送の利用が従来認められていたときは,それがこの法律の施

行前に開始されているときは、完成することができる。

## 第81条 既存の要約

- (1) この法律の施行前に締結された著作権又は隣接権に関する契約及びかかる契約に基づいてなされた処分は依然として旧法によって効力を有する。
- (2) 別段の取決めのない限り、この契約はこの法律によって始めて創設された権利に適用されない。

## 第82条 著作権の利用に関する認可

著作権の利用に関する1940年9月25日の連邦法によって認可された利用団体は、この法律の施行より6ヶ月以内に新たな認可(第41条)を求めなければならない。

### 第83条 使用料規程

- (1) 旧法によって認可された認可利用団体の使用料規程は、その有効期間 の経過までその効力を有する。
- (2) 第13条,第20条及び第35条の補償金はこの法律の施行により義務を負う。相当の使用料規程の許可より行使することができる。

#### 第3章 決議と発効

#### 第84条

- (1) この法律は自由な決議に従う。
- (2) 連邦政府は発効を決定した。

上院 1992年10月9日

議長: Meier Josi

事務局長:Lang

下院 1992年10月9日

議長: Nebiker

事務局長: Anliker

公示日 1992年10月20日

決議期間の経過:1993年1月18日